

住宅取得等資金利子補給制度



利子補給の対象者

- (1)自ら居住するため、上広川校区に住宅を新築・購入（中古住宅含む）・リフォームする者であること。
- (2)融資実行時に本人もしくは配偶者のいずれかが45歳以下であること。
- (3)JAふくおか八女、福岡銀行、筑後信用金庫の住宅ローンを利用すること。
- (4)居住地の行政区に加入し、積極的に地域コミュニティ等の地域活動に参加する者であること。
- (5)町税や町の公課に滞納がない者であること。

利子補給額の計算方法

住宅ローンの年末残高の0.8%を補給。

利子補給の対象期間は、3年間（36月分）。

※初年度は償還開始月から12月までの月数、最終年度は1月から償還開始月の前月までの月数でそれぞれ按分計算する。（100円未満切り捨て）

【例：12月入居の場合】

初年度補給額＝年末残高×補給率×1/12

最終年度補給額＝年末残高×補給率×11/12

ローン借入2,500万円 35年返済 12月入居で計算

1年度目	年末残高2,495万円 × 0.8% × 1/12 = 16,600円
2年度目	年末残高2,435万円 × 0.8% × 12/12 = 194,800円
3年度目	年末残高2,374万円 × 0.8% × 12/12 = 189,900円
4年度目	年末残高2,313万円 × 0.8% × 11/12 = 169,600円

利子補給合計額570,900円

補給金交付手続きの流れ

- | | |
|------|--------------------------|
| 入居後 | 【住民→町】 利子補給制度の申込 |
| 受付後 | 【町→住民】 利子補給認定（登録通知書の送付） |
| | 【町→金融】 利子補給通知（登録した旨の通知） |
| 2月上旬 | 【住民→町】 交付申請（年末残高証明書等の提出） |
| 3月上旬 | 【町→住民】 交付決定（交付決定通知書の送付） |
| 3月末 | 【町→住民】 利子補給（利子補給金の口座振込） |

浄化槽設置整備補助金の概要

○広川町内(下水道工事認可区域を除く)全体に対する補助金

5人槽 332,000円

7人槽 414,000円 ※上広川校区(大字扱いではありません)のみ

10人槽 548,000円 300,000円の上乗せ補助を行う。

○辺地地区汚水処理事業(対象は小椎尾、逆瀬谷)上乗せ

5人槽 $(837,000円 - 332,000円) \times 80\% = 404,000円$

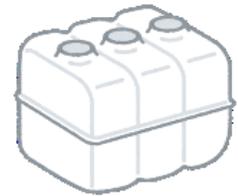
$\Rightarrow 332,000円 + 404,000円 = 726,000円$

7人槽 $(1,043,000円 - 414,000円) \times 80\% = 503,000円$

$\Rightarrow 414,000円 + 503,000円 = 917,000円$

10人槽 $(1,375,000円 - 548,000円) \times 80\% = 661,000円$

$\Rightarrow 548,000円 + 661,000円 = 1,209,000円$



水道事業配水管布設工事等補助金の概要

上水道の配水管工事に係る補助 1m当たり18,000円

水道の給水装置取り出し工事の補助 1か所あたり70,000円



※配水管工事とは、公道若しくはそれに準ずる道路に水道管を布設する工事

※給水装置取出工事とは、配水管から個人宅地内へ止水栓まで行う工事